

フェミニズム法理論における M・A・ファインマンの議論の位置づけ

小久見 祥恵

目次

はじめに

一 ファインマンの家族論

1 従来 of 家族モデルに対する批判

2 新しい家族モデルの提示

二 ファインマンの平等論

1 形式的平等に対する批判

2 「脆弱な主体」を前提とした平等論

三 フェミニズム法理論におけるファインマンの議論の位置づけと意義

1 フェミニズム法理論における位置づけ

2 ファインマンの議論の意義
おわりに

はじめに

本稿の目的は、近年その家族論が注目されているM・A・ファインマン (Martha Albertson Fineman) の議論をアメリカ合衆国におけるフェミニズム法理論の展開のなかで位置づけ、その意義を明らかにすることにある。

フェミニズム法理論は、法の世界でジェンダーの諸問題を取り組む学問領域として、一九七〇年から一九八〇年代のアメリカ合衆国において新たに登場した¹⁾。フェミニズム法理論家たちは、法学の領域でジェンダーの諸問題を取り組むにあたり、いくつかの理論的問題に直面したが、その一つが「差異か平等か」というジレンマである。²⁾「差異か平等か」のジレンマは、ジェンダーの平等を目指すために、男女間の差異を無視して男女を同じように取り扱うべきか(「平等派」、あるいは差異に注目して異なる取り扱いをするべきか(「差異派」、という「差異か平等か」の議論が陥るジレンマ状況を指している。「差異派」の主張は、女性に対するステイグマを温存し、差別を永続化させる危険性を含む。他方の、「平等」派の主張は、男女を同じように扱う「男なみの平等」を求めるものであり、「男なみの平等」を追求していくと、「差別もろとも区別を撤廃する」という徹底した主張に行き着く。フェミニストたちは、いずれの立場を取るべきかについて論じると同時に、いずれかのみ立場に依拠して差別や抑圧からの解放を目指すことが困難であるという、ジレンマ状況に直面することとなった。

筆者はこれまで、「差異か平等か」のジレンマに対するアプローチとして、M・ミノウ (Martha Minow) およびD・

コーネル (Drucilla Cornell) の理論によるアブローチを検討してきた。⁽³⁾ なぜなら、ミノウおよびコーネルはともに、従来のフェミニズム法理論の展開をふまえ、「差異か平等か」のジレンマに起因する理論的停滞を打破しようと試みてきたからである。

ミノウは、関係的権利論を提唱し、差別や抑圧を受けてきた人々によって権利が主張され、それらの権利をめぐる関係性が裁判の場において明らかにされることを通して、差別や抑圧に関する問題が解決されることを目指す。⁽⁴⁾ ただしミノウは、自らの理論が依拠する平等の理念については、多くを語っていない。他方のコーネルは、独自の平等論を展開している。コーネルの平等論は、「イマジナリーな領域」という概念を用いて、「イマジナリーな領域」の平等な保障を主張するというものである。コーネルは、リベラルな現代正義論において分配を受ける主体に注目し、分配を受ける主体の人格を所与のものとは捉えず、「人格になる」段階に目を向ける。人々は、人格になる段階において「自分は誰でもあり、何になろうとするのか」を再想像する必要がある、そのような再想像のための心的空間を、コーネルは「イマジナリーな領域」と呼ぶ。コーネルの「イマジナリーな領域」概念を用いた平等論は、「差異か平等か」のジレンマの位置をずらすとする企てとして理解できる。⁽⁵⁾

本稿で取りあげるフラインマンもまた、フェミニズム法理論家の一人として「差異か平等か」のジレンマに取り組んできた。彼女は、アメリカ合衆国のエモリー大学ロースクールで教授を務めており、家族法、フェミニズム法理論、平等論および性と生殖をめぐる諸問題などを研究対象としている。わが国では、彼女の家族論が社会学および政治学の領域で注目され、彼女の著作のうちいくつかは、日本語に翻訳されている。彼女の家族論がわが国で注目されている理由の一つは、彼女のラディカルな家族法改革案が、現在の家族をめぐる諸問題の処方箋として有効であると、考えられているからであろう。⁽⁶⁾

わが国においても注目される彼女の家族論は、先述の「差異か平等か」をめぐる議論に対する彼女の立場を反映したものである。彼女は、男性と女性を同じように取り扱おうとする「平等」派に立つフエミニズムの議論を徹底的に批判してきた。ファインマンの批判は、一九七〇年代から八〇年代のリベラル・フエミニズムの成果としての法改革が、結局のところ女性たちに平等をもたらさなかったという事実認識に基づいている。彼女は、このような事実認識に基づいて、とりわけ家族内でのジェンダー平等が「幻想」に終わっているとして、平等概念についても批判的に論じてきた。彼女の家族論は、平等論とも密接に関連しているのである。

したがって、本稿ではまず、第一章でファインマンの家族論の内容を確認し、次に第二章では平等論を概観する。第三章では、アメリカ合衆国におけるフエミニズム法理論の展開のなかで、彼女の家族論および平等論がどのように位置づけられるかについて考察を加える。とりわけ、フエミニズム法理論における「差異か平等か」をめぐる議論とファインマンの議論との関連性について明らかにしたい。さらに、本稿における検討をふまえて彼女の議論の意義について考察を試みる。

一 ファインマンの家族論

1 従来の家族モデルに対する批判

ファインマンの著作において一貫して取り扱われてきたテーマは、家族およびケアの問題である。『平等の幻想』(*The Illusion of Equality*)⁽⁷⁾ (一九九一年)では、当時の家族法制度改革の問題点(離婚時の財産分与や共同監護権をめぐる問題点)に焦点が合わされていた。『中性化された母親』(*The Neutered Mother*)⁽⁸⁾ (一九九五年)および『自律神話』(*The*

『Autonomy Myth』(二〇〇四年)⁶⁾では、従来の家族モデルを批判し、新しい家族モデルを提唱している。これらの著作の根底には、ジェンダー中立を掲げる家族法改革や家族政策が、結果的には女性に不利益をもたらしてしまっていることへの危機感があると理解できる。彼女の主たる関心は、実際に社会のあらゆる領域で残るジェンダー不平等の是正にあった。しかし近年の彼女は、ジェンダー不平等だけでなく、あらゆる不平等を是正するためにはどのような主体を想定すべきか、という観点から、平等にかんする議論を展開している。

本章ではまず、彼女の家族論について確認する。彼女の家族論の概要は、法的婚姻を廃止し、家族関係の中核を性的関係からケア関係に変更するというものである。

平等主義的家族 現在の法制度が採用している家族モデルは、性的関係を中核としており、そのような従来の家族モデルを、ファインマンは、「性的家族 (sexual family)」あるいは「平等主義的家族 (egalitarian family)」と呼んでいる。

ファインマンによれば、性的家族は、社会に必要な再生産のプロセスを担う伝統的な場所とされており、子どもを産み育てる任務を担ってきた (AM, p. 101, 邦訳、九二頁)。性的関係を中核とする家族は、依存 (dependency) の責任を引き受ける単位とされ、育児や介護などの依存にかかわる仕事を引き受けている。つまり、依存は、家庭内の責任として私事化されているのである。そして、性的関係を中核とした家族は、依存にかかわる仕事を引き受けると同時に、再分配を受ける単位として保護されている (AM, p. 105, 邦訳、九六頁)。

家庭内の責任として私事化された依存は、ジェンダー平等の名の下に、婚姻関係を結んだパートナーの間で、分担して引き受けられることが望ましいとされてきた。なぜなら、現在の制度の前提とされる家族モデルは、性的家族であると同時に、対等なパートナーたる夫婦を中核に構成される「平等主義的家族」モデルでもあるからである。平等主義的

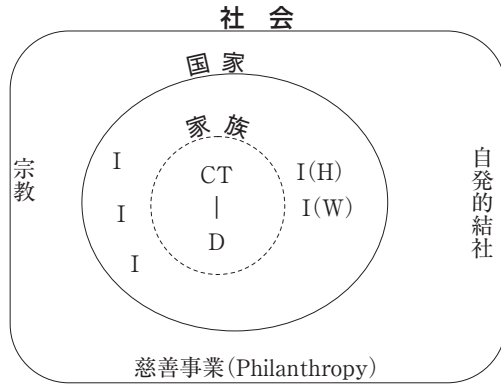
家族モデルのもとでは、婚姻によって結びついた夫と妻が対等なパートナーとみなされ、対等なパートナーによって平等に親業が分担されることが理想とされる。しかし、フラインマンによれば、平等主義的家族モデルは実際のところ失敗している (AM, p. 75, 邦訳, 八九頁)。平等主義的家族モデルにおいて、婚姻関係は、他の家族関係とは差別化され、特定の社会的機能(主としてケア)を果たす能力があると期待されてきた。しかし、婚姻関係は、もはやそのような親密な家族の絆ではなくなっている (AM, p. 108, 邦訳, 九九頁)。

例えば、フラインマンによれば、平等主義的な核家族においては、両親が揃っていても、共働き家庭が増加するため、家庭内でケアの担い手を調達できない可能性が含まれる。また、シングルマザーの母親は、家庭の外での仕事に時間を費やすことになるため、ケアの担い手になれず、「国家に対して物乞いをする」ことになる。平等主義的家族モデルの下では、ケアが平等に分担される状態が想定されるが、実際のところ、統計数値を見れば、そのような分担は生じていない (AM, p. 165, 邦訳, 一八五—一八六頁)。家族内の歴史的な役割分業を変更する道のりは険しい。それゆえ、主たる稼ぎ手である「父親」がケアに加わるように期待することは、ケアの担い手である「母親」が家庭外で働くことを期待するのと同じくらい複雑な問題を生むのである (AM, p. 200, 邦訳, 一九四頁)。

母親の中性化 さらに、「中性化された母親」では、そのタイトルにあるように、「母親の中性化 (neuter)」の問題性が指摘されている。「母親」はジェンダー化された名詞である。母親が「親」と定義されることは、「母親」という名詞が脱ジェンダー化 (de-gendered) されることを意味する。脱ジェンダー化は、「中性化」と言い換えられている。

「母親」は「親」として中性化され、さらに対等なパートナーを含蓄する「妻」として再構成される。「母親」を「妻」へと変換する「母親の中性化」は、「母親業 (mothering)」独自の際立った側面を消し去ることを意味し、「社会が子ども、および子育てとケアに意義を見出していない」ということの表れ」であり、親密性の絆が限定されるという帰結を

【図1】



I= 個人、CT = ケアの担い手、D = 依存的な存在、H = 夫、W = 妻
成人 I (H) と I (W) の関係には家族制度が介在しない。

破線は家族プライバシーの境界を示す (AM, pp.62,68. 邦訳、55、60頁)。

生む (NM, pp. 68-70. 邦訳、八四―八八頁)。

フラインマンによれば、フェミニズム法理論においてもまた、女性性は「母」よりも「妻」として定義されてきた。フェミニズム法理論は、母親の地位に十分な関心を払わず、父親と母親の間に差異はないと申し立ててきたため、結果として母性 (motherhood) は、女性に対する差別の根拠であり続けてきたのである (NM, pp. 29-28. 邦訳、四七―四九頁)。フェミニズム法理論家たちによって、女性たちを個人として解放し、彼女たちの自律をさまざまにしようという主張が繰り返され、それらの意見が家族法改革に反映された。その結果として「親業の分担」が理想となったのである (NM, p. 75. 邦訳、九二―九三頁)。

2 新しい家族モデルの提示

前節で確認したように、フラインマンは、従来の家族モデルを性的家族および平等主義的家族と呼び、その問題点を指摘している。そのうえで、従来の家族モデルに代えて、家族の機能に着目した家族モデルを提示する。婚姻の本質や意味はさまざまに語られているため、性的関係を家族の中核に据えるよりも、家族の果たすべき機

能すなわちケアの機能に着目し、ケア関係を家族の中核に据えるべきであると、ファインマンは主張するのである。彼女の構想は図1のように示されている。

彼女の構想の最大の特徴は、ケアの担い手 (CT) と依存的存在 (D) で構成される関係のみが家族関係とみなされるという点にある。夫 (H) および妻 (W) は、家族の中に含まれていない。なぜなら、ファインマンは、家族が果たす最も重要な機能の一つがケアであり、ケア関係を中核として家族を組み立てるべきであると考えからである (AM, p. 67, 邦訳、六〇一―六一頁)。

ケア関係を中核とする家族モデル 『中性化された母親』では、ケアする／される関係は、「母／子関係 (Mother/Child pairing)」あるいは「母／子対 (Mother/Child dyad)」と表現されている。前節で確認したように、性的関係を中核とした平等主義的家族モデルのもとでは、母親業やケア関係が否定的なものとみなされる。ファインマンによれば、母／子関係あるいは母／子対における「母」は、実際の母親を指すわけではなく、メタファーとして用いられているため、母／子関係には父親も包含されうる。母／子関係がメタファーとして用いられる理由は、母／子関係は「肯定的な意味でケア関係を象徴するから」であり、子育てについての「否定的で抑圧的な固定観念に対抗」するためである (MM, pp. 9, 199, 邦訳、二四、二二七頁)。

また、「子ども」および「依存的存在」は、必然的な (inevitable) 依存のあらゆる形態 (病人、高齢者、障害者など) を含み、身体的ケアの必要を体現した象徴的な存在である。さらに、必然的な依存とは区別される依存状態として、二次的な (derivative) 依存がある。二次的な依存は、ケアする人々が、ケアの手段を提供する社会構造に依存せざるを得なくなるといふ状態を指している (MM, p. 162, 邦訳、一八一頁)。

ファインマンによれば、ケア関係を中核に据えた新しい家族モデルは、私事化されてきた依存の再分配を可能にする。

なぜなら、ケア関係の単位に対して社会支援がなされるからである。国家および市場は、ケアする人々の二次的依存を含めた依存のコストのかなりの部分を引き受けることになる。しかし、同時にケアする／される関係に対する国家の介入を避けるために、ケアする／される関係の単位にプライバシーが保障されなければならない (AM, pp. 300-302. 邦訳、二九二―二九四頁)¹⁰。

法的婚姻制度の廃止　ここまでで述べてきたように、ファイインマンが提示する新たな家族モデルは、ケア関係を中核とするものである。従来 of 家族モデルの中核は性的関係を前提とする婚姻関係であった。彼女は、ケア関係を家族の中核に据えるために、法的婚姻制度の廃止を主張する。

ファイインマンによれば、法的婚姻制度の廃止は、夫婦関係を規定あるいは管理する法律を廃止することを意味している。性的関係にある男女の相互行為は、他の社会関係と同じ規則 (契約法、財産法、不法行為法、刑法など) によって規定される。ただし、長期にわたる性的関係を法的に規制するために契約法や財産法などの規定を用いようとするれば、新たな法理の形成などが必要となり、既存の法による対処が難しくなるであろうことを、ファイインマンは予測している。

ファイインマンによれば、例えば契約法については、現代の契約法の基礎——例として『**独立当事者間の**』取引や『**自律的な**』個人の、『**自発的な同意**』といった考え——が挙げられている——を**変更する必要が生じる** (VM, p. 230. 邦訳、二五二頁)。さらに、そのような変更で代表されるように、契約法がさらに「**現実**」を反映させ、交渉関係における力の差に対応したものとなることは、契約法の前進を意味する。婚姻関係を契約化したとしても、契約を結ぶ当事者の間に何らかの「**力の差**」がある場合には、その「**力の差**」がもたらす不公正な結果を防ぐ規定が必要になってくる。彼女によれば、「**力の差**」がもたらす不公正を防ぐ規定は、あらゆる契約に対して適用されるべきである (VM, p. 230. 邦訳、二五二頁)。このような考え方は、「**脆弱な主体**」モデルと関連してくるため、後述する。また、ファイインマンは、あく

までも婚姻を法的カテゴリーから外すことを目論んでおり、人々が結婚の「儀式」をとり行うことは自由とする(NM, pp. 229-230. 邦訳、一五〇―一五二頁)。

法的婚姻制度を廃止する利点としては、まず、国家が保護し支援する家族の親密モデルが存在しなくなる点が挙げられている。そのため、成人間のあらゆる性的関係は許容される。たとえば同性愛関係に対するステイグマを無効にするために、同性愛関係および性愛関係以外の関係を婚姻に類する関係として法的なカテゴリーに含めることも考えられるが、法的カテゴリーとしての婚姻を廃止する方が良いと、ファインマンは主張するのである(NM, pp. 229-230. 邦訳、二五一―二五二頁)。

以上、本章では、ファインマンの家族論を概観した。彼女は、平等主義的家族モデルに基づく家族制度のもとで、ケアの負担をめぐるジェンダーの不平等が維持されることを、問題と考える。ゆえに、ケアの負担を家族内で「平等」に、つまり等しく分け合うことを目指すのではなく、ケア負担をめぐるジェンダー差としての「差異」を前提とした制度を構想しているのである。このような平等主義的な家族制度への批判は、彼女の平等論と密接に関連している。したがって次章では、ファインマンの平等論の内容および変遷について確認しよう。

二 ファインマンの平等論

1 形式的平等に対する批判

ファインマンの平等概念に対する態度は、徐々に変化してきているように理解できる。一九九一年の著作では、「平等の放棄 (abdication of equality)」を説き、平等概念を取り扱うことについて消極的であったが、近年では「さら

平等主義的な社会 (more egalitarian society)」の実現を目指して、平等にかんする実質的な見解 (more substantive vision of equality) を模索しており、平等概念を積極的に解釈しようとして試みている。

「平等の放棄」の主張は、前章で確認した家族論と特に関連している。フラインマンの家族論は、ジェンダー中立を掲げる平等主義的家族モデルの失敗を強調するものであった。平等主義的家族モデルにおける「平等」の失敗が、「平等の放棄」につながるのである。繰り返しになるが、平等主義的家族モデルのもとでは、性的関係にある婚姻したパートナーが家族の中核とみなされ、対等なパートナーの間でケア労働が平等に分担される状態が、理想とされる。フラインマンは、家族法改革の失敗を根拠に、そのような平等主義的家族モデルが実際のところは実現されえない、と結論づける。

フラインマンによれば、アメリカ合衆国の家族法改革は、ジェンダー中立を掲げた平等主義的なものであったが、現実には女性たちに不利益をもたらし、不平等を生み出してきた。フラインマンが言及するアメリカ合衆国の家族法改革は、主として一九七〇年代以降に実施された離婚法改革を指している。アメリカ合衆国の離婚法改革については、本稿の第三章第一節において後述するため、ここでは、家族法改革に対するフラインマンの批判を確認することにする。

フラインマンが焦点を合わせる家族法改革の問題は、離婚時の財産分与および子どもの監護権をめぐる問題である。とりわけ、離婚時の財産分与をめぐる問題については、平等の理念に訴えかけることが、かえって困難を生み出す、とフラインマンは強調する (IE, chs. 2, 3)。当時のフェミニストたちは、離婚時の財産分与にあたり、均等な財産分割が女性たちにより良い経済的地位を与える結果を導くと主張した。なぜなら、当時のフェミニストたちは、婚姻が対等なパートナー関係として理解されるべきであると考えたからである。しかしながら、そのような理念に基づく改革は、実際には、女性と子どものニーズを過小評価あるいは無視することとなった。現実には、多くの女性たちが、婚姻中も離

婚後も、家事と育児にかかわる負担を、パートナーよりも多く引き受けていた。ファインマンは、そうした事実が無視されてしまっている、と批判し、離婚後の妻と子どものニーズに即した分与が行われるべきである、と主張する (IE, pp. 27-29, 178)。

また、ジェンダー平等の名のもとに、離婚前のケア役割とは無関係に、両親に対して「共同監護権 (joint custody)」が認められることについても、ファインマンは否定的である。一九七〇年代に起こった「父親の権利 (father's rights)」運動において、それまで監護者の決定にあたり採用された「母親優先の原則 (tender-years doctrine)」が批判されたこともまた、共同監護を認める法の成立に影響を与えた。ジェンダー中立への盲目的崇拜 (fetish) は、何が子どもの最善の利益かについて、ならびに子どもの最善の利益を達成するためにどのような保護が必要かについても密接に関わってきた。なぜなら、監護権者の決定結果にはジェンダーの偏りが見出され、ジェンダー中立に反するとして、非難が向けられてきたからである (IE, p. 91)。

ファインマンは、離婚時の均等な財産分与や共同監護を導入した家族法改革において掲げられた平等を、「形式的平等 (formal equality)」あるいは「ルールの平等 (rule equality)」と呼び、「結果の平等 (result equality)」と区別している。彼女によれば、アメリカの法実践においては、形式的平等の保障は、同じように取り扱うことを意味してきた。これに対し、結果の平等を志向するアプローチは、男性と女性を同じレベルの状態にするために、両者の間で異なる取り扱いを要請する (IE, pp. 3, 21)。

ファインマンによれば、当時のフェミニストたちは、男女の同じ取り扱いを主張することによって、女性の解放を達成してきた。しかし、とりわけ離婚時の財産分与にあたっては、同じ取り扱いではなく、結果の平等が目指されなければならぬ。ファインマンの言う結果の平等が要請するものは、上述のように、離婚後の妻および子どものニーズを考

慮した財産分与であり、単純に離婚時の財産を折半するだけでは不十分であることを意味する (JE, p. 177)。

ファインマンは、離婚時の財産分与について「形式的平等」が要請されることを批判して、「結果の平等」を要請するのであるが、結論として、「平等の放棄」を主張する。なぜなら、平等のレトリックは反フェミニストによっても、簡単に用いられ、利用されてしまうからである。当時の「平等」派のフェミニストたちは、平等を掲げて男性と女性の「同じ取り扱い」を求めた。しかし他方で彼／彼女たちは、そうした平等のレトリックが、実際には女性たちに不利益をもたらすことを認識していたため、場合によっては、制度の「犠牲者 (victim)」としての女性のイメージを掲げざるを得なかったのである (JE, p. 190)。

「平等の放棄」を説くファインマンは、「平等」や「正義」といった抽象的な規範に関連したグラランド・セオリーではなく、中規模程度の理論 (middle-range theory) の展開を試みることに意義を見出している (JE, p. 8)。彼女によれば、中規模程度の理論は、女性たちの生 (lives) をとりまく状況と、法のグラランド・セオリーとの間を仲介する (mediate) ものである (JE, p. 8)。

さらに、ファインマンは、平等概念に対する自らの考え方の変遷を次のように説明している。すなわち、一九八〇年代は平等の各形態の区別を目指したが、「しかし私は間もなく、平等は法の基本と捉えられ、したがって軽々しく扱えない生きた解釈の歴史を有する概念であると認識するようになった。それは、簡単に理解することも、フェミニズムの改革にすぐに使えるような操作も容易にはできない用語なのである」と説明している (NM, p. 60, note 22. 邦訳、原注 一一頁、注 (22))。平等概念は、男女が比較的对等な立場にある場合には有用かもしれないが、両者の立場があまりにも不平等な場合には、役に立たない。それゆえ、彼女は「ポスト平等主義のフェミニスト (postegalitarian feminists)」を自認する (NM, p. 41, 邦訳、六一頁)。

「ポスト平等主義のフェミニスト」は、平等の理念を掲げないフェミニストであるが、ここでの平等は、あくまでも同じ取り扱いを意味する形式的平等を指していると理解できる。しかし、近年のファインマンは、形式的平等の限界の指摘にとどまらず、「さらに平等主義的な社会」の実現を目指して、平等にかんする実質的な見解を模索している。次節では、その内容を確認しよう。

2 「脆弱な主体」を前提とした平等論

ファインマンは『自律神話』などの著作において、従来の自律概念が人々の依存状態を包摂しえないことを批判してきた。近年の論文では、「脆弱性(傷つきやすさvulnerability)」という概念を用いたアプローチによって、依存に関する議論を補完したい、と述べている¹¹⁾。

ファインマンによれば、「脆弱な主体」は、リベラルな伝統のなかで主張されてきた自律的で独立した主体に取って替わられるべきものである。なぜなら、「脆弱性」は、人間であることに必然的にもなう状態であり、普遍的かつ継続的なものだからである¹²⁾。

前章で確認したように、ファインマンによれば、すべての人々が、人生の一定期間(子どものころ、あるいは年老いて)は必然的依存状態あるいは二次的な依存状態に置かれる。これらの依存状態に置かれた人々は当然ながら「脆弱さ」を帯びている。しかし、脆弱性は人々にとって、子どもや高齢者の依存や、そのケアによる二次的依存のように、一時的なものではない。脆弱性は、人々の身体性(embodiment)から生じると理解されるべきである。偶然であるか意図されているかにかかわらず、人々はその身体性ゆえに、様々な危害や不運な出来事に見舞われる可能性がある。身体をともなった人間としての人々は、様々な力(病氣、伝染病、耐性ウィルス、他の生物学的な災難の結果としての依存の

可能性、あるいは物理的な環境における様々な力) に対して脆弱である。そのような様々な力によってもたらされる事柄が、究極的には人間のコントロールを超えているということを理解してはじめて、脆弱性について考えることができる。⁽¹³⁾

フラインマンは、脆弱性が依存よりもさらに普遍的であることを強調したうえで、脆弱性に注目することの利点として、脆弱性アプローチが既存の差別への取り組みの抱える限界を乗り越えられる点を挙げている。アメリカ合衆国における二〇世紀の差別への取り組みは、ジェンダー、人種、宗教、エスニシティなどのアイデンティティにかかわるカテゴリーを用いて、憲法上の平等保護を実現しようとするものであった。しかし、実際の人々の不平等な状況を是正するためには、それらのアイデンティティにかかわるカテゴリーは、射程が狭すぎる。例えば、貧富の差がもたらす不平等は、ジェンダーや人種などのカテゴリーとは関連しないため、平等保護条項のもとでは正されるべき不平等とはみなされない。脆弱性アプローチは、ジェンダーや人種などの限定されたカテゴリーに基づいた差別への取り組みに変更をせまる「ポスト・アイデンティティ (post-identity)」研究として位置づけられている。⁽¹⁴⁾ さらに、ジェンダーを超えて、普遍的な人間が備える「脆弱性」の概念に基づいて、より包括的な枠組みを構築することは、平等を「幻想」ではなくしていくための一つの方法であるともフラインマンは述べている。⁽¹⁵⁾

フラインマンによれば、アメリカ合衆国において平等の保障は不十分であり、平等の保障はほとんど幻想にすぎない。なぜなら、人間の条件および社会的な諸制度は、不可避で普遍的な脆弱性から作り出されており、現在の平等保障のあり方は、そのような脆弱性に由来する不平等を考慮に入れることに失敗しているからである。⁽¹⁶⁾

平等を「幻想」ではなくするために、フラインマンは国家の役割について論じる。社会的諸制度が、不平等の維持や拡大に決定的な役割を果たしているため、さらに積極的な国家 (more active state) すなわち、不平等の現実に応答する

国家が要請される⁽¹⁷⁾。脆弱性アプローチの究極的な目的は、脆弱性に対して国家はさらに応答的でなければならず、また脆弱性に対して責任を有する、と主張することにある⁽¹⁸⁾。

ファインマンによれば、脆弱性アプローチを用いて新しい平等の捉え方を提示するにあたって、最も差し迫った問題は、どのような国家を構想するかということや、国家と制度あるいは個人との適切な関係をどのように定義するかということである⁽¹⁹⁾。様々な諸制度が作られた結果として、脆弱性を軽減、改善あるいは埋め合わせるためのシステムが、形成される。それらの諸制度は、P・カービー (Peadar Kirby) が言っている「資産 (assets)」——利益 (advantages)、対処機構 (coping mechanisms) あるいは資源——を提供し、それらの資産はわれわれが直面する不運、災難あるいは暴力の緩衝材となる。資産は、脆弱性に直面した際の「回復力 (resilience)」を諸個人に与えるのである⁽²¹⁾。国家は、法を通して、これらの諸制度を作り上げている。それゆえ、脆弱性アプローチは、国家が制度に対して有する責任を強調する⁽²²⁾。

ファインマンは、脆弱性アプローチのもとで実質的な平等が達成されうる枠組みとして、国際人権法を例に挙げている。それらは国際人権宣言、国際人権規約A規約、B規約、米州人権条約などであり、彼女は、アメリカ合衆国がこれらの国際的な規範を実質的には受けいれていないことを、偏狭な態度として批判している⁽²³⁾。

以上、本章では、ファインマンの平等論の内容を確認した。彼女は、依存的存在を抱える家族の領域では、平等は「幻想」に過ぎず、平等の内容が、同じ取り扱いを意味する形式的平等とみなされる限り、平等は「放棄」されるべきであると主張した。しかし、近年では、「脆弱性」の概念に注目し、脆弱性をめぐる問題に、家族論で指摘した依存およびケアの問題を包含させる。そして、「脆弱な主体」を前提とした実質的平等論を模索している。さらに、彼女の「脆弱な主体」を前提とした平等論は、国家と制度の結びつきを前提に、国家の責任を強調するものであった。

三 フェミニズム法理論におけるファインマンの議論の位置づけと意義

1 フェミニズム法理論における位置づけ

本章では、前章までにおいて確認したファインマンの家族論および平等論が、フェミニズム法理論のいかなる文脈のなかで、どのように位置づけられるかについて考察を加え、彼女の議論の意義を検討したい。特に、彼女の家族論および平等論が、本稿「はじめに」で述べた「差異か平等か」をめぐる議論からどのような影響を受けて展開されているかについて、明らかにすることを試みる。

フェミニズム法理論の展開を整理するために、フェミニズム法理論の発展の段階を三段階に分ける議論に従うことにする。簡単に述べておくと、第一段階は一九七〇年代から一九八〇年代初めの「等しい取り扱い理論 (Equal Treatment Theory)」が主流を占めていた段階である。この段階では、「差異か平等か」はあまり問題とされておらず、女性に対する特別な取り扱いが批判され、「平等」派の主張が目立った。

第二段階には、一九八〇年代半ばから一九九〇年代初めまでの時期のフェミニズム法理論があげられる。この段階では、男女を同じように取り扱うだけでは、結局のところ女性に不利益がもたらされるとして、男女の異なる取り扱いが主張されるようになった。「差異か平等か」という問題が論争的となり、「差異か平等か」をめぐるジェレンマ状況が生じることが明らかにされた。

第三段階のフェミニズム法理論は、一九九〇年代以降の理論を指し、この段階では、第一、第二段階の議論の枠組みそのものに疑問を投げかけられ、多様な議論が見られるようになる。

以上のような三つの段階に区切る見方は、一定の時期に見出される特徴を示したものであり、フェミニズム法理論の

すべてにあてはまるわけではないが、全体像を把握しにくいフェミニズム法理論の展開を整理するために、ある程度は役に立つように思われる。

第一段階のフェミニズム法理論と離婚法改革

第一段階のフェミニズム法理論においては、女性と男性の等しい権

利や雇用における機会均等が求められた。従来は、女性に対して特別な保護が与えられてきたが、この段階では、特に雇用や経済的な問題について、女性が男性と同等であることが強調された。²⁶⁾ 女性を男性と同じように取り扱うことによって、ジェンダー平等は達成されると考えられたのである。当時の主流のフェミニズム法理論は、「等しい取り扱い理論」と呼ばれ、同じ状況にある男性と女性を異なるように取り扱ってはならないという、簡潔な原則を唱えるものであった。

「等しい取り扱い理論」を掲げたフェミニズム法理論は、リベラル・フェミニズムあるいは同質派フェミニズム (sameness feminism) とも呼ばれている。²⁶⁾

第一段階のフェミニズム法理論が獲得した成果の一つは、離婚法改革である。アメリカの離婚法は、一九七〇年にカリフォルニア州において、有責主義から無責主義 (no-fault divorce) に変更されて以降、一九八〇年代までには、すべての州において無責主義が採用されるに至った。無責主義の導入などの離婚法改革の立法過程には、当時のフェミニストたちもかかわっており、ジェンダー中立な離婚法の成立が目指された。²⁷⁾

改革以前の一九六〇年代の離婚法の特徴は、婚姻の保護が目的とされ、離婚の条件に不貞 (adultery) や虐待 (cruelty) が含まれ、離婚に際しては無責配偶者の同意が要件とされていた点などである。有責配偶者から離婚後扶養 (alimony) が相手方へと支払われ、財産の分割においても、有責配偶者は不利に扱われた。

これに対して、改革された無責主義離婚法は、婚姻の事実上の破綻を離婚の条件としており、片方の意思のみで離婚が可能であり、相手方の同意を必要としない (単意主義)。さらに離婚後は、両者がそれぞれ自立し、子どもを監護す

る権限を有している (eligible) と同時に、子どもを扶養する責任を負っている。財産は、有責か無責かに関わりなく、等しく分割され、離婚後扶養は必要に応じて払われることとなった。⁽²⁸⁾ このような内容を伴う無責主義離婚法は、旧法のジェンダーに基づく想定を廃止して、男性と女性の等しい取り扱いを保障しようとしたものであった。当時は、家庭の外で働く女性が増加しつつあったため、離婚後の女性たちは自立できるだろうと考えられた。つまり、改革が達成されれば、中流階級以上の女性たちは、離婚によって夫から独立し、自立した人生が送れるのではないかと期待が持たれたのである。⁽²⁹⁾

しかしながら、離婚法改革が必ずしもジェンダーの平等をもたらさなかったことは、次第に明らかにされていった。社会学者の L・J・ワイツマン (Lenore J. Weitzman) は、その著書『離婚革命 (The Divorce Revolution)』(一九八五年)⁽³⁰⁾において、離婚後の女性と男性の経済状況に大きな格差が存することを指摘した。ワイツマンが本書において示した数値はセンセーショナルなものとして受け止められた。その数値はすなわち、元妻は、離婚後の最初の一年目に、七三%の生活水準の低下を経験する。これに対して、元夫の生活水準は、四二%の上昇を経験するといふものであった。ワイツマンが示した統計上の数字には、以後疑問が提示され、二七%の下落と一〇%の上昇といった数値などが示されたが、いずれにせよ、男女間の格差が著しいことは明らかであると指摘されている。⁽³¹⁾

以上の離婚法改革の失敗は、男女を同じように取り扱うことを主張する第一段階のフェミニズムの限界の一例となった。そしてフェミニズム法学は次の段階へと移行していった。

第二段階のフェミニズム法理論と「ポスト平等主義のフェミニスト」 第二段階のフェミニズム法理論の特徴は、性別間の生物学上の差異に基づく「特別な権利」を女性に保障せよ、という「差異」派の主張が現れたことにある。⁽³²⁾ とりわけ、妊娠・出産をめぐる、女性と男性を異なるように取り扱うべきか、同じように取り扱うべきかについて論争

が繰り広げられた。このような論争は、本稿「はじめに」において述べた「差異か平等か」をめぐる論争の一類型であり、同質性／差異論争 (sameness-difference debate) とも呼ばれる。

離婚法改革を批判したワイツマンの議論は、同質性／差異論争における同質性を強調する立場の限界を指摘するものであったと言える。ワイツマンの議論に影響を受けたファインマンもまた、『平等の幻想』および『中性化された母親』においては特に、リベラル・フェミニズム——先述の「等しい取り扱い理論」あるいは同質派フェミニズムを指す——に対するいらだちを明らかにしている。⁽³³⁾

また、『中性化された母親』におけるファインマンの議論について、本書の監訳者である上野千鶴子は、「理想主義のみかけをとったリアリズム」の立場をとっていると評する。上野によれば、ファインマンの法改革案の趣旨は、現実の家族の変化をありのままに認めたいうえで、現実と規範の関係について、現実を規範にあわせようとするのではなく、規範を現実に合わせてしようとするものである。⁽³⁴⁾ 実際にファインマンは、『平等の幻想』において、女性たちの生 (life) の現実 (reality) を平等主義的家族法改革は反映できていないと述べるなど、女性たちがこうむる、現実の不正義を繰り返し強調している。さらに、『中性化された母親』においても、「フェミニズム法理論は女性の不平等な立場を現時点での与件として認め、分析の際の要素としてジェンダー差をきちんと取り入れる必要があると結論する」(NM, p. 13. 邦訳、二八頁) と述べている。

同質性／差異論争において、「平等」派のフェミニストたちは、平等主義的な家族法改革などの制度改革に与した。しかし、離婚法改革の失敗のように、そのような制度改革は、実際には女性たちの立場を改善するものではなかった。である。「平等」を理想として掲げても、現実には改善されていないため、ファインマンは、「平等の放棄」を唱え「ポスト平等主義フェミニスト」の理論の提示を試みたと理解できよう。

フラインマンの議論は、ジェンダー差を分析の要素に取り入れたものであるが、彼女が「差異」を根拠に女性たちを保護しようとする単純な「差異」派の立場をとっていると理解することは、適切ではないだろう。彼女の無責主義離婚法への批判は、有責主義への回帰や、女性を保護するという発想に結びついていたわけではなく、従来の家族モデルそのものの限界を指摘し、新たな家族モデルを提示するという、次に紹介するフェミニズム法理論の第三段階の議論に含めることができる。

同質性／差異論争で争われた議論は、「差異か平等か」をめぐる議論の分類として、フェミニズムとリベラリズムとの対話あるいは対決から生じてきたものと理解され、長らく議論されてきた。⁽³⁶⁾しかし、同質性／差異論争は、既存のリベラル・リーガリズムの枠内にとどまるものであり、一九八〇年代半ば以降の第二波フェミニズムの議論と同調して、フェミニズム法理論の理論家からも、その枠組みに疑問が提示されるようになる。

そこで第三段階では、女性が男性と同じであるか異なっているか、といった問いに専念するのではなく、ジェンダーの影響の下での不均衡な権力および知識に焦点を合わせる議論が盛んになった。たとえば、C・マッキノン(Catharine MacKinnon)の理論に顕著な傾向である。⁽³⁶⁾

第三段階のフェミニズム法理論と「脆弱な主体」 第三段階において、フェミニズム法理論家たちは、男性と女性との同質性／差異に注目することは、分析のための出発点に男性の視点を維持し続ける恐れがある、と考えるようになった。さらにこの段階以降では、女性の中での多様性および抵抗の政治的多様性が探求されるようになる。

第三段階のフェミニズム法理論は、ポストモダンリズムとフェミニズムが接合されたポストモダン・フェミニズムの思想から影響を受けたものであり、ポストモダン・フェミニズム法理論とも呼ばれる。ポストモダン・フェミニズム法理論において、さかんに議論されることになった問題の一つは、本質主義(essentialism)をめぐる問題である。本質主

義は、すべての女性たちが、男性とは異なる、女性たちに通の「本質 (essence)」あるいは「本質的な」特質を有しているともみならずである。そして、女性たちの間に差異があったとしても、それらは女性たちが共有している特質よりも重要なものではない、と想定する⁽³⁷⁾。従来の西欧のフエミニズム思想は、本質主義に陥ってきたのではないか——すなわち、人種、階級、宗教、民族あるいは文化的差異を無視して、すべての女性たちが共通に有する「女性であること」の本質を規定してきたのではないか——という問題意識が持たれるようになった。

本質主義に陥ることを避けるために、例えばポストモダン・フエミニズム法理論家のP・ケイン (Patricia Cain) は、単一の「女性」の定義は存在しない、というポストモダンの見解を支持し、「女性」の意味についての会話こそが重要であり、平等などにかんするような実質的な理論をいったん横に置いて、会話を継続することが重要であると主張する⁽³⁸⁾。

フラインマンは、本質主義を警戒することの重要性を認めると同時に、本質主義に対するポストモダニズムの過敏さに対して、それが「一種の超個人主義を招き、非常に保守的な結果をもたらするという危険性」があると指摘している (NM, p. 43; 邦訳、六二頁)。ゆえに、彼女は、先述のようにジェンダー差を考慮することの重要性を強調し、積極的差別是正措置などを支持してきた。

フラインマンによれば、女性たちは、その生活がジェンダー化されているという意味で、女性として同一化できる視点を有している。女性たちの生活は、物質的、心理的、身体的、社会的あるいは文化的経験から成り立っており、それらの経験は、ジェンダーの影響を受けているため、どのような受け止め方をするにせよ、彼女たちの生活はジェンダー化されている。フラインマンは、生物学的な「差異」ではなく、男女の間でのジェンダー化された生活の違いとしての「差異」を根拠に、積極的差別是正措置などをとまう制度の確立を求めるのである (NM, pp. 48-49; 邦訳、七〇―七二頁)。

さらに、近年のファインマンの「脆弱な主体」を前提とした平等論は、本質主義を乗り越えようとするものと理解できる。既述のように、「脆弱な主体」を掲げることの意義の一つは、既存の反差別の取り組み——ジェンダーや人種などのアイデンティティを形成するカテゴリーに依拠した取り組み——の限界を超えることにあった。このような企ては、ジェンダーや人種などの「差異」に依拠した「異なる取り扱い」によって差別を解消しようとするものではない。むしろ、依存状態を含めた各人の個別の「脆弱性」に対して等しく国家が応答する、という内容の「平等」の保障を訴えるものである。あらゆる差異は、脆弱性と結びつく可能性があり、脆弱性アプローチのもとでは、脆弱性ゆえの不利の埋め合わせが求められる。人々は多様な脆弱性を抱えうるという意味では同じであるが、その脆弱性の具体的な現れ方は、時間や場所によっても変化しうる。それゆえ平等の保障のあり方は、人々の間の本質的な「差異」ではなく、多様な「脆弱さ」への応答という形が取られるのである。

以上、本節では、フェミニズム法理論の展開におけるファインマンの議論の位置づけを明らかにしようとした。ここで、彼女の議論と「差異か平等か」のジレンマとの関連について、確認しておきたい。彼女は、「差異か平等か」の「平等」派を批判し、形式的平等を意味する「平等」ではなく、現実の女性たちに不平等をもたらす「差異」(ジェンダー差)に応じた家族法改革を唱えていた。しかし、近年では、「脆弱な主体」を前提とした平等論において、「差異」に起因する不平等の是正ではなく、「脆弱性」に起因する不平等の是正を求めることによって、ジレンマ状況に陥ることを避け、現実の差別や不平等を是正する可能性を探っていると理解できる。

2 ファインマンの議論の意義

本節では、ここまでで確認および検討したファインマンの議論がどのような意義を有するのかについて、若干の検討

を加える。まず、彼女の家族論についてのいくつかの批判を紹介したうえで、彼女が主張する婚姻の契約化の含意を、「脆弱な主体」の平等論と結び付けて検討する。さらに、フインマンの「差異か平等か」という問題に対する取り組みについて考察を試みたい。

本稿の第一章で紹介した彼女の家族論に対しては、いくつかの批判が向けられている。それらは主に、婚姻関係をめぐる議論に対する批判である。D・コーネルは、フインマンの主張のなかで、ケア関係を家族の核とみなすことによって、現在認められている関係以外の関係も家族に含まれるようになり、家族の多元化が進むという見解については、異論はないとする。しかし、フインマンのモデルでは、なおも生物学的家族が特権を持つのではないかという批判を向けている。³⁹⁾

フインマンは、「母／子対」という表現をメタファーとして用いて、父親も家族のメンバーになりたければ、ケアの担い手になればよいと説明する。しかし、コーネルによれば、フインマンの議論においては、結局のところ父親は、従来の生物学的母親が果たしてきた役割をどれほど担うことができるのかという基準によって、家族のメンバーになれるかどうかを判断される。それゆえ、家族のメンバーになれるかどうかに際して、生物学的家族（特に生物学的母親）が特権を有することになるのである。また、コーネルは、フインマンの法的婚姻制度の廃止論に対しても懐疑的であり、婚姻が存在する限り、異性愛者だけでなく、すべての人々に婚姻は開かれていなければならないと述べる。⁴⁰⁾

フインマンの法的婚姻制度の廃止論に対しては、コーネルによるもの以外にも、批判的な見解がいくつか示されている。それらの見解は主として、婚姻関係の法的小の承認を退ける必要があるのだろうか、といったものである。例えば、ヨーロッパの国々では、親密性について再定義することなく、シングルマザーへの援助を行ってきたのであるから、婚姻関係を廃止せずとも、社会保障のあり方をケア関係中心にシフトすることは可能ではないか、という見解が

ある。⁽⁴¹⁾ また、同様の見解として、フラインマンの主張の多くに賛成できるものの、しかし国家は、両親のいる家庭が子どもにとって利点を有することを認め、多くのカップルによって支持される制度を適切に支援すべきである、といったものもある。⁽⁴²⁾ さらに、フラインマンと同じようにケア関係を重視する、E・V・キティ (Eva Feder Kittay) は、家族の中核はケア関係であるべきだが、性的関係もケア関係の基盤になりうる」と述べている。キティによれば、長期間にわたる性的関係を維持している人々は、情緒的な結びつきを形成することになりやすく、情緒的結びつきはケア関係には必要である。ゆえに、彼女は、多くの人にとって法的婚姻制度が使いやすいものとなることに期待している。⁽⁴³⁾

法的婚姻制度を廃止して婚姻を契約化するというフラインマンの主張に対する、これらの見解について、筆者も概ね同意する。しかし、フラインマンが、いかなる契約も許容されるべきであるとは主張していない点について、注意が必要であろう。近年のわが国における「家族関係の契約化」をめぐる議論を参照して、フラインマンの議論の含意を確認しておきたい。婚姻関係を契約化を主張するわが国の代表的な論者には、野崎綾子⁽⁴⁴⁾と安念潤司⁽⁴⁵⁾がいる。

野崎の主張は、家族関係を契約関係とみなすが、それらの契約は、正義による制約が課されるというものである。彼女の契約化の構想は、正義の制約つきの契約を想定しているため、そのような構想の実現は、現行の家族法に比して、自由を縮減する方向にもつながらる可能性がある。⁽⁴⁶⁾ 野崎綾子の立場が「正義による制約つきの立場」と呼ばれるのに対して、安念潤司の立場は、「オールマイティの立場」と呼ばれる。⁽⁴⁷⁾ 安念は、ほとんど制約のない契約によって家族関係を各人が自由に形成しようとしており、既存のジェンダー不平等な関係を内包した婚姻契約についても、当事者の合意があれば、認められると述べる。

さて、フラインマンの法的婚姻制度の廃止は、上述の野崎の立場に近いものと理解することができる。なぜなら、フラインマンおよび野崎とともに、従来の家族関係を契約によって規定しようとするれば、従来の契約の法理について再検

討する必要性があるだろう、と主張しているからである。例えば、ジェンダー平等に反する契約は認められない可能性がある。野崎は、今後の課題として、契約アプローチを既存の契約理論とどう接合するかという点や、契約の拘束力の根拠を意思に求めるべきか否かという点について、検討することを挙げている。⁽⁴⁸⁾フラインマンもまた、同様の課題を指摘している。つまり、フラインマンおよび野崎はともに、「契約化」には新たな「制度化」が含意されることを認識していると言えるだろう。⁽⁴⁹⁾

さらに、フラインマンの契約化の主張は、「脆弱な主体」を前提とした平等論と結びつけて理解することも可能ではないだろうか。本稿の第一章で確認したように、フラインマンは、婚姻の契約化にかんする議論のなかで、契約当事者間での「力の差」を問題視している。例えば、二次的依存などの状態にある「脆弱な」人々は、契約関係においても、弱い立場に陥りやすいと考えられる。フラインマンは、新たな契約法が、こうした「力の差」のもたらす不正を防ぐ規定を含まなければならない、と主張している。なぜなら、契約法を含む社会の諸制度は、人々の脆弱性を軽減、改善あるいは埋め合わせるものでなければならぬからである。

本稿の第三章で確認したように、フラインマンによれば、「脆弱な主体」を前提とした平等の保障のために、国家は積極的な役割を果たさなければならない。国家は、法を通して制度を作り上げているからである。フラインマンは、国家、制度および個人の関係については、慎重に論じる必要があることを踏まえつつも、フエミニズムの主張と法を結び付け、国家の役割について積極的に論じている。このような彼女の法および国家への態度は、フエミニズムの政治学あるいは社会学に見られる態度とは異なっており、フエミニズム法理論独自のものとして特徴づけることができるように思われる。

また、「脆弱性」の概念はこれまで、責任論、国際人権法の領域で用いられてきた。フエミニズムの文脈でも、フ

インマンのみならず、S・M・オーキン (Susan Moller Okin)⁵⁰ や J・バトラー (Judith Butler)⁵¹ が脆弱性について言及している。

これらの脆弱性概念を用いた議論の共通点は、J・ロールズ (John Rawls) たちの現代リベラリズムの構想において前提とされた自律的な主体に対して、変更を迫る点である。フラインマンの議論は、アメリカ社会に対する批判の側面が強く、現代リベラリズムのうち、リベタリアニズムに対しては特に批判的である。だが彼女の主張は、ロールズや R・ドゥオーキン (Ronald Dworkin) のような平等主義的リベラリズムと、必ずしも全く相容れないものではないように思われる。なぜなら、ロールズの議論は、積極的差別是正措置の正当化に用いられる場合があり、ドゥオーキンについては自ら積極的差別是正措置の正当化を試みるなど、単なる機会の平等ではなく、実質的な機会の平等を志向していると考えられるからである。フラインマンは、これまで平等主義的リベラリズムを正面からは検討していないため、「脆弱な主体」を前提とした平等論と、平等主義的リベラリズムの違いについては、検討の余地が残されているだろう。

フェミニズム法理論における「差異か平等か」をめぐる議論において、「平等」派の主張は、形式的平等であったため、フラインマンは「平等」派を批判してきたが、「脆弱な主体」を前提とした新たな「平等」の捉え方を模索している。ただし、「脆弱な主体」を前提とした平等論は、さらに今後の展開が見込まれており、現時点では議論の不十分な部分——上述のように平等主義的リベラリズムとの関係など——もいくつかあるように思われる。

しかしながら、フラインマンの議論は、平等主義的リベラリズムの議論に回収されるものではないだろう。本稿において繰り返し述べたように、彼女は、現実の女性たちの生 (life) や現実を法改革に反映させることを目指している。フェミニズム法理論家の K・T・バートレット (Katharine T. Bartlett) によれば、フラインマンは、女性たちの経験に焦点を合わせた批判的視点に立ち、現状 (*status quo*) に埋め込まれた、概念、価値あるいは仮定に疑問を投げかけ

ている。バートレットは、ファインマンの手法を「フェミニストの方法 (feminist method)」と呼んでおり、実質的な議論の内容についてフェミニストたちの間で異論があろうとも、こうした方法を用いて、議論を続けていくことの重要性を説いている。⁽⁵⁵⁾

フェミニストたちは、バートレットのいう「フェミニストの方法」を用いて、ロールズなどの現代正義論を批判してきた。ロールズは、オーキンやM・ヌスバウム (Martha Nussbaum) などのフェミニストによる批判⁽⁵⁶⁾を受けて、離婚後の財産分与において正義原理が適用されるべきであるなど、家族の領域にも、彼の正義論が適用可能であると主張した。⁽⁵⁷⁾しかし、本稿で確認したように、離婚法改革は、家族の領域に正義の原理を適用したものと解されるが、女性たちにとって、正義や平等の実現をもたらすものではなかったのである。

女性たちは、男性たちとは異なる意味でジェンダー化された生活を送っている。ファインマンは、そのような現実の「差異」を根拠として、「中規模程度の理論」を掲げ、実際の不平等の是正を目指してきた。このようなファインマンの取り組みは、平等主義的リベリズムの論者たちの取り組みとは異なっており、「フェミニストの方法」として独自の意義を有しているように思われる。

以上において検討したファインマンの議論の意義は、他のフェミニズム法理論における「差異と平等」の問題への取り組みと比べた場合には、どのような違いを有しているだろうか。この点については、本稿の「おわりに」で触れることにしたい。

おわりに

以上において、M・A・ファインマンの議論をフェミニズム法理論の展開の中に位置づけ、その意義を検討してきた。最後に、本稿「はじめに」において言及した、「差異か平等か」の問題に対するミノウおよびコーネルの取り組みと、ファインマンの議論の違いについて若干述べておきたい。

ミノウおよびコーネルもまた、ファインマンと同様に、「フェミニストの方法」を用いて「差異か平等か」のジレンマに取り組みものであった。しかし、ミノウおよびコーネルの議論からは、ファインマンのように、ケアする／される人々が負担を強いられる不平等な社会構造を改革する改革立法案は導き出されていない。その理由の一つは、ミノウおよびコーネルは、それぞれ個別の裁判における問題の解決を通して、あるいは個人の内面のレベルにおける問題に取り組みことによって、「差異か平等か」のジレンマ状況を徐々に変化させていく戦略を採るからであると考えられる。

ミノウおよびコーネルに比べ、大胆な改革案を提示するファインマンの議論は、現状を打破する強力な処方箋として示されている。それゆえファインマンの議論は、わが国の議論にも影響を与えてきた。⁽⁵⁸⁾ わが国においても、ファインマンが強調するシングルマザーをめぐる問題は生じており、シングルマザーの貧困に代表される「貧困のジェンダー化」が指摘されている。⁽⁵⁹⁾ また、社会の少子高齢化にともない、社会全体において誰がどのようにケアを担うのかという課題は、喫緊のものとなっており、様々に議論されている。⁽⁶⁰⁾

さらに、わが国の家族法については、ジェンダー平等を達成するために、選択的夫婦別姓の採用ならびに、女性の再婚禁止期間、婚姻適年齢の男女の差異、および非嫡出子差別規定の廃止などが検討されてきた。これらの改革に加えて、現実のジェンダー平等を実現しうる改革がどのようなものかについては、ファインマンを含む、アメリカ合衆国のフェ

ミニズム法理論の議論に多くを学ぶべきであろう。⁽⁶¹⁾しかし、この点については、本稿では検討することができなかったため、今後の課題としたい。

また、本稿の第三章第一節において、フラインマンの「脆弱な主体」を前提とする平等論が、「差異か平等か」のジレンマ状況に陥ることなく現実の差別や不平等を是正する企てとして理解できる、と指摘した。しかし、彼女の平等論には不明確な部分が残っている。「脆弱性」をめぐるのは、近年様々な領域で議論が展開されている途中にあり、それらは、「平等」や「自由」といった規範についての理解に根本的な変容を迫ると思われるものが含まれている。これらの議論とフラインマンの議論の関連性についても、今後明らかにしていきたい。

- (1) フェミニズム法理論 (feminist legal theory) の他に、フェミニズム法理学 (feminism jurisprudence) などの名称が用いられている。
- (2) Cf. Patricia Smith, "Four Themes in Feminist Legal Theory: Difference, Dominance, Domesticity, and Denial", M. P. Golding and W. A. Edmundson (eds.), *The Blackwell Guide to the Philosophy of Law and Legal Theory* (Blackwell, 2005).
- (3) 拙稿「差異と平等——マーサ・ミノウの理論を手がかりに」『同志社法学』第五十六巻第一号、二〇〇四年；「関係的権利による家族関係の再構成——マーサ・ミノウの議論を中心に」『同志社法学』第五七巻第三号、二〇〇五年；「差異」と「平等」のジレンマに対する平等論のアプローチ——D・コーネルの理論を手がかりに」『同志社法学』第六〇巻第二号、二〇〇八年；「差異」と「平等」のジレンマ——フェミニズム法理論からのアプローチ」日本法哲学会編『法と経済——制度と思考方法をめぐる対話（法哲学年報二〇〇八）』（有斐閣、二〇〇九年）。
- (4) Cf. Martha Minow, *Making All the Difference: Inclusion, Exclusion, and American Law* (Cornell University Press, 1990). ミノウの関係的権利論については、参照：大江洋『関係的権利論——子どもの権利から権利の再構成』（勁草書房、二〇〇四年）；野崎亜紀子「法は人の生を如何に把握すべきか——Martha Minow の関係性の権利論を手がかりとして（一）——（四・完）」『千葉大学法学論集』第二巻第一号—第四号、二〇〇六年。
- (5) Cf. Drucilla Cornell, *Imaginary Domestic: Abortion, Pornography & Sexual Harassment* (Routledge, 1995). 仲止昌樹監訳『イメージナリーな領域——中絶、ポルノグラフィ、セクシュアル・ハラセメント』（御茶の水書房、二〇〇六年）；*At the Heart of Freedom: Feminism, Sex, &*

Equality (Princeton University Press), 1998. 仲止昌樹ほか訳『自由のハートで』（情況出版、二〇〇一年）。コーネルの理論については、参照、仲止昌樹『法の共同体——ポスト・カント主義的「自由」をめぐる』（御茶の水書房、二〇〇二年）第四章：「自己再想像の〈法〉——生権力と自己決定の狭間で』（御茶の水書房、二〇〇五年）。

(6) ファインマンの家族法改革案を、家族をめぐる問題に対する有効な処方箋とみなす見解として、参照、上野千鶴子「解説 家族 積みすぎた方舟」M・A・ファインマン著、上野千鶴子監訳『家族 積みすぎた方舟——ポスト平等主義のフェミニズム法理論』（学陽書房、二〇〇三年）・牟田和恵「シエンター家族と生・性・生殖の自由」岡野八代編『家族——新しい「親密圏」を求めて（自由への問い）』（岩波書店、二〇一〇年）。

(7) Cf. Martha Albertson Fineman, *The Illusion of Equality: The Rhetoric and Reality of Divorce Reform* (The University of Chicago Press, 1991). 以下では「本文中にIEと略記」に対応する頁数を示す。

(8) Cf. M. A. Fineman, *The Neutered Mother: The Sexual Family and Other Twentieth Century Tragedies* (Routledge, 1995). 上野千鶴子監訳『家族 積みすぎた方舟——ポスト平等主義のフェミニズム法理論』（学陽書房、二〇〇三年）。以下では「本文中にNYと略記」、対応する原著と訳書の頁数を示す。

(9) Cf. M. A. Fineman, *The Autonomy Myth: A Theory of Dependency* (The New Press, 2004). 穂田信子・速水葵子訳『ケアの絆——自律神話を超越せよ』（岩波書店、二〇〇九年）。以下では「本文中にAMと略記」に対応する原著と訳書の頁数を示す。

(10) ファインマンは「ケアする／される関係に保障されるライバシーを」憲法上の個人のライバシー概念とは異なるものとして区別する。

(11) Cf. M. A. Fineman, "The Vulnerable Subject: Anchoring Equality in the Human Condition", *Yale Journal of Law and Feminism*, vol. 20, no. 1 (2008), p. 1. はかに、ファイマンの「脆弱な主体」を前提とした平等論について参照した論文は主として次のものを示す。 Cf. M. A. Fineman, "The Vulnerable Subject and the Responsive State", *Emory Law Journal*, vol. 60, no. 2 (2010); "Equality: Still Illusive After All These Years", Linda C. McClain and Joanna L. Grossman (eds.), *Gender Equality: Dimensions of Women's Equal Citizenship* (Cambridge University Press, 2009).

(12) Cf. M. A. Fineman, "The Vulnerable Subject", *supra* note 11, pp. 1-2; "The Vulnerable Subject and the Responsive State", *supra* note 11, p. 266.

(13) Cf. M. A. Fineman, "The Vulnerable Subject", *supra* note 11, p. 9.

(14) Cf. *ibid.*, pp. 1-4.

(15) Cf. M. A. Fineman, "The Vulnerable Subject and the Responsive State", *supra* note 11, p. 251.

(16) Cf. M. A. Fineman, "Equality", *supra* note 11, p. 257.

- (17) Cf. M. A. Fineman, "The Vulnerable Subject", *supra* note 11, p. 2.
- (18) Cf. *ibid.*, p. 13.
- (19) Cf. *ibid.*, p. 6.
- (20) アイルランドのリムリック大学 (University of Limerick) の教授を務める。著書『脆弱性と暴力 (Vulnerability and Violence)』において、主に国際関係の文脈で用いられるようになった脆弱性の概念について論じている。 Cf. Peadar Kirby, *Vulnerability and Violence: The Impact of Globalisation* (Philo Press, 2006).
- (21) Cf. M. A. Fineman, "The Vulnerable Subject", *supra* note 11, p. 13.
- (22) Cf. *ibid.*, pp. 19-20.
- (23) Cf. M. A. Fineman, "Equality", *supra* note 11, pp. 261-262; *AM*, p. 216. 邦訳「二七二―二七三頁」。
- (24) Cf. Martha Minow, "Introduction: Finding Our Paradoxes, Affirming Our Beyond", *Harvard Civil Rights-Civil Liberties Law Review*, vol. 24, no. 1 (1989), p. 3. 本文以下の記述は、ミンノウの見解に依拠する。同様にフェミニズム法理論の発展段階を三つに分ける見解は、他の論者にも見られる。 Cf. Adelaide H. Villmoare, "Feminist Jurisprudence and Political Vision", *Law and Social Inquiry*, vol. 24, no. 2 (1999), pp. 444-445.
- (25) たがえば、一九七〇年代の連邦最高裁判所は、男女役割分担を前提とした諸法律について、憲法の平等保護条項に違反すると判断した。参照：釜田泰介「性による区分と法の平等保護——アメリカ最高裁判所1971―1980」『同志社アメリカ研究』第一七号、一九八一年。
- (26) Cf. Nancy Levit and Robert R. M. Verchick, *Feminist Legal Theory: A Primer* (New York University Press, 2006), p. 16.
- (27) これらの有責主義から無責主義への転換については、わが国でも紹介されている。そのうちのいくつかとして参照：棚村政行「アメリカにおける離婚給付法の展開」『青山法政論集』第二九巻第一号、一九八二年・村井衡平「アメリカ諸州離婚法の近況(一)―(二)」『神戸学院法学』第一一巻第四号、一九八〇年・小野幸二「カリフォルニア州における離婚法改革の新展開——無責(積極的破綻主義)離婚法の将来(一)―(二)」『日本法学』第五八巻第四号、一九九二年・成澤寛「有責主義離婚法の虚実」『アメリカ法』二〇〇一年二号、二〇〇一年。
- (28) Cf. Lenore J. Weisman, *The Divorce Revolution: The Unexpected Social and Economic Consequences for Women and Children in America* (The Free Press, 1985), p. 40. 本書の紹介として、参照：許末忠「アメリカ法」一九八七年二号、一九八七年。離婚法改革については、他に Cf. Henna Hill Kay, "Equality and Difference: A Perspective on No-Fault Divorce and Its Aftermath", *University of Cincinnati Law Review*, vol. 56, no. 1 (1987).

- (29) Cf. L. J. Weizman, *The Divorce Revolution*, *supra* note 28, pp. 31-33.
- (30) Cf. *ibid.*
- (31) Cf. Richard R. Peterson, "A Re-Evaluation of the Economic Consequences of Divorce", *American Sociological Review*, vol. 61, no. 3 (1996), p. 534.
- (32) Cf. Christian Littleton, "Reconstructing Sexual Equality", *California Law Review*, vol. 75, no. 4 (1987).
- (33) Cf. Kenneth A. Bamberger, "Book Review: The Neutered Mother, the Sexual Family, and Other Twentieth Century Tragedies. By Martha Albertson Fineman", *Harvard Women's Law Journal*, vol. 19, spring (1996), p. 321.
- (34) 上野千鶴子「解説 家族・積みすぎた方舟」前掲注(5)「一九二二一九三頁」。
- (35) 岡野八代「リベラリズムの困難からフェミニズムへ」江原由美子編『フェミニズムとリベラリズム』(勁草書房、二〇〇一年)、六頁。
- (36) Cf. Catharine A. Mackinnon, *Toward a Feminist Theory of the State* (Harvard University Press, 1989); *Feminism Unmodified* (Harvard University Press, 1986). 奥田暁子他訳『フェミニズムと表現の自由』(明石書店、一九九三年)。
- (37) Cf. D. Kelly Weisberg (ed.), *Feminist Legal Theory: Foundations* (Temple University Press, 1993), p. 335.
- (38) Cf. Patricia A. Cain, "Feminism and The Limits of Equality", *Georgia Law Review*, vol. 24, no. 4 (1990).
- (39) D. Cornell, *At the Heart of Freedom: Feminism, Sex, & Equality* (Princeton University Press, 1998), p. 116. 仲土昌穂ほか訳『自由の心臓』(情況出版、二〇〇一年)、二〇六頁。
- (40) Cf. *ibid.*, p. 115, 邦訳、二〇四—二〇五頁。
- (41) Cf. M. M. Slaughter, "Book Review: Fantasies: Single Mother and Welfare Remom", *Columbia Law Review*, vol. 95, no. 8 (1995), p. 2189.
- (42) Cf. Katharine T. Bartlett, "Cracking Foundations as Feminist Method", *American University Journal of Gender, Social Policy & the Law*, vol. 8, spring (2000), pp. 44-45.
- (43) 参照、エヴァ・フェスター・キテイ「(インタビュエ) 社会的プロジェクトとしてのケアの倫理——未知の可能性の心を開き出すとはどんなことか」E・V・キテイ著、岡野八代・牟田和恵訳『ケアの倫理からはじめる正義論——支えあう平等』(白澤社、二〇一一年)、八八—九三頁。
- (44) 参照、野崎綾子「正義・家族・法の構造変換——リベラル・フェミニズムの再定位」(勁草書房、二〇〇三年)。
- (45) 参照、安全潤司「二人間の尊厳」と家族の在り方——『契約的家族観』再論『ジュリスト』第二二二二号、二〇〇二年。

- (46) 参照、野崎綾子『正義・家族・法の構造変換』前掲注(44)、一四一頁。
- (47) 参照、二宮周平「家族の個人主義化と法理論——家族法理論の再検討」『法律時報』第七四巻第九号、二〇二二年。
- (48) 参照、野崎綾子『正義・家族・法の構造変換』前掲注(44)、一四九頁—一五〇頁の注(59)および(64)。
- (49) 大村敦志は、家族関係(婚姻関係)を「契約化」するとは「制度化する」ということなのでと指摘する。参照、大村敦志「家族法における契約化」をめぐる一考察——社会的に承認された契約類型としての婚姻」辻村みよ子監修、水野紀子編『家族——ジェンダーと自由と法(ジェンダー法・政策研究叢書第六巻)』(東北大学出版会、二〇〇六年)。
- (50) Cf. Susan Moller Okin, *Justice, Gender and the Family* (Basic Books, 1989), pp. 180-186.
- (51) Cf. Judith Butler, *Precarious Life: The Powers of Mourning and Violence* (Verso, 2004), ch. 2. 本橋哲也訳『生のあやうさ——哀悼と暴力の政治学』(以文社、二〇〇七年)、第二章。なお本書におおむね「vulnerabilityは、「傷(きず)やすさ」あるいは「可傷性」と訳されている。
- (52) わが国では、岡野八代が「ヴァルネラビリテイモデル」を提唱している。参照、岡野八代「シテイズンシップの政治学——国民、国家主義批判(増補版)」(白澤社、二〇〇九年)；『フェミニズムの政治学——ケアの倫理をグローバル社会へ』(みすず書房、二〇二二年)。
- (53) 現代の様々な平等論は、「形式的な機会の平等論」「実質的な機会の平等論」および「福利の平等論」の三つに大別できるといふ見解に従っている。参照、平野仁彦・亀本洋・服部高宏『法哲学』(有斐閣アルマ、二〇二二年)、一六〇—一六四頁。
- (54) ファインマンは現在、エモリー大学において「脆弱性と人間の条件 (Vulnerability and The Human Condition)」と題するプロジェクトのディレクターを務めており、『脆弱な主体 (The Vulnerable Subject)』を近々刊行予定である。
- (55) Cf. K. T. Bartlett, "Cracking Foundations as Feminist Method", *supra* note 42; "Feminist Legal Methods", *Harvard Law Review*, vol. 103, no. 8 (1990).
- (56) Cf. S. M. Okin, *Justice, Gender and The Family*, *supra* note 50, p. 94; Martha C. Nussbaum, "Rawls and Feminism", Samuel Freeman (ed.), *The Cambridge Companion to Rawls* (Cambridge University Press, 2003), p. 500.
- (57) Cf. John Rawls, *Justice as Fairness: A Restatement* (Harvard University Press, 2001), pp. 162-168. 田中成明・亀本洋・平井亮輔訳『公正な社会の正義 再説』(岩波書店、二〇〇四年)、二八五—二九三頁。
- (58) ファインマンの家族モデルのように、ケアする／される人々を家族関係の中核とするべきであると説く立場は、「ケアの絆」派と呼ばれている。「ケアの絆」派の議論の代表的なものとして、注(5)のほか、参照、上野千鶴子「家族の臨界——ケアの分配公正をめぐる」牟田和恵編『家族を

超える社会学』（新曜社、二〇〇九年）。「ケアの絆」派という表現は、田村哲樹によるものであり、田村は、「ケアの絆」派の議論を批判的に検討している。参照、田村哲樹「労働／ケアの再編と『政治』の位置」仁科典宏・山下順子編『ケア・協働・アンペイドワーク（労働再審5）』（大月書店、二〇一一年）。

(59) 参照、室住眞麻子『日本の貧困——家計とジェンダーからの考察』（法律文化社、二〇〇六年）。

(60) 例えば、参照、上野千鶴子『ケアの社会学——当事者主権の福祉社会へ』（太田出版、二〇一一年）、池田弘乃「ケア（資源）の分配——ケアを「はかる」ということ」齊藤純一編『支える——連帯と再分配の政治学（政治の発見）第三卷』（風行社、二〇一一年）。

(61) F・オルセン (Frances Ouse) もまた、アメリカ合衆国およびヨーロッパにおけるリベラルな家族法改革の限界について論じ、日本における家族法改革がさらに進んだものとなることへの期待を示している。参照、フランス・オルセン著、寺尾美子編訳『法の性別——近代法の公私二元論を超えて』（東京大学出版会、二〇〇九年）、第三講。

【付記】 本稿は、日本学術振興会科学研究費（特別研究員奨励費）による研究成果の一部である。

